平成２２年（フ）第４１５号
福岡県朝倉市堤413番地６
債務者　柳原　輝明
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３５号
福岡市早良区南庄１丁目７番５―403号
債務者　佐藤　栄嗣
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３６号
福岡市早良区南庄１丁目７番５―403号
債務者　佐藤　留美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３９号
福岡市博多区新和町２丁目１番９―203号
債務者　田中　治之
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４４２号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳２丁目20番10号
債務者　森　　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５１号
福岡市南区五十川２丁目11番21―106号
債務者　大月　景子（旧姓水田）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４６２号
福岡県筑紫野市大字牛島323番地14　宝満荘101号
債務者　幾竹　宗喜
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４７２号
福岡市中央区白金２丁目６番15号
債務者　山口　順子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４７６号
福岡県宗像市石丸１丁目５番５号第二矢車荘８号
債務者　黒木　芙美（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４８７号
福岡市城南区田島１丁目12番34―203号
債務者　原口　博子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４９０号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目89番地　サンシャイン井上402号
債務者　平田　新一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５０４号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番13―1202号
債務者　粟野　敬子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５１６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原1258番地１ルート仲原Ｃ―103号
債務者　梅野　修義
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５２０号
福岡市西区愛宕浜２丁目２番５―203号
債務者　西村　美香
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３５号
福岡市博多区博多駅南４丁目９番１号ファーストいずみビル607号
債務者　小野勢津子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５５２号
福岡市西区愛宕４丁目10番12―503号
債務者　宗　　隆子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５９０号
福岡市早良区原５丁目７番１―405号
債務者　南　　里枝
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５９６号
福岡市西区愛宕南１丁目２番18―202号
債務者　川島　雅憲
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部